

保険料



被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。
みなさんが納める保険料は医療給付費の大切な財源となります。

保険料の決め方

保険料率（「均等割額」と「所得割率」）は、被保険者の医療給付費（医療費総額から自己負担額を除いた額）の約1割を、被保険者全員でまかなえるように算定します。

- 保険料率は2年ごとに見直しを行うため、令和6・7年度は新しい保険料率になります。
なお、千葉県内で均一です。
- 保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。
- 4月1日から翌年3月31日までの1年間の金額を決定します。
(年度の途中で新たに被保険者となったときは、その月から月割りで計算します。)

$$\text{年間保険料額 (限度額80万円)*1} = \text{均等割額 (1人当たり43,800円)} + \left(\text{賦課のもととなる所得金額}*2 \right) \times \text{所得割率 9.11%}*3$$

※1 限度額の引き上げに伴う保険料の急増に配慮し、2年かけて段階的に引き上げ（令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方を除く）

- 令和6年度：73万円、令和7年度：80万円

※2 賦課のもととなる所得金額＝総所得金額等（前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計）－43万円（基礎控除）

- 退職所得、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付など）は、含まれません。
- 各種所得控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除など）は、適用されません。
- 「総合課税分」と「申告分離課税分」のそれぞれについて、損益通算、各繰越損失額・特別控除額・所得金額調整控除額の控除を行います（繰越雑損失は控除しません。）。
- 合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が減少し、2,500万円を超える場合は基礎控除の適用がありません。

※3 令和5年中の賦課のもととなる所得金額*2が58万円（公的年金収入額211万円相当）以下の方は、令和6年度の所得割率が8.45%となります。

保険料のめやす

下表は、1人世帯で公的年金収入のみの方の保険料額のめやすです。
所得状況に応じて、保険料の軽減が受けられる場合があります。（➡26ページ）

1人世帯で公的年金収入のみの場合

公的年金収入額	公的年金等に係る雑所得の金額（総所得金額等） ^①	均等割額 ^②	所得割額 ^③ {(①－43万円)×9.11%}	年間保険料額*5 (②+③)
120万円	10万円	7割軽減 13,140円	※4 0円	13,100円
170万円	60万円	5割軽減 21,900円	※4 14,365円	36,200円
200万円	90万円	2割軽減 35,040円	※4 39,715円	74,700円
240万円	130万円	43,800円	79,257円	123,000円
280万円	170万円	43,800円	115,697円	159,400円

※4 ①－43万円が58万円以下の場合、{(①－43万円)×8.45%}で計算します。

※5 年間保険料額は100円未満を切り捨てます。